

2019年2月8日
J R A 報 道 室

お 知 ら せ

女性騎手の減量記号（3キログラム減量）について

女性騎手への減量制度導入に伴いまして、3月1日以降3キログラム減量となる女性騎手の減量記号は、▲表記といたしますのでお知らせします。

対象となる女性騎手は、2月8日現在、J R A所属の藤田菜七子騎手のみです。

※ なお、勝利度数 50 回以下の女性見習騎手への減量記号★（4キログラム減量）および見習騎手以外の女性騎手への減量記号◇（2キログラム減量）については、2019年秋からの表記を予定しております。

また、これに伴い、競馬番組で定める騎手の負担重量の減量を別紙のとおり変更いたします。

【変更後】

騎手の負担重量の減量および平地競走における最低の負担重量について

1. 騎手の負担重量の減量

競馬施行規程第74条第1項および第2項に基づき、女性騎手（見習騎手であるものを含む。）については下表1に定める重量を、女性騎手以外の見習騎手については下表2に定める重量を、競馬施行規程第71条の規定により定められた負担重量から減ずるものとする。

表1

女性騎手の区分		減ずる重量	出馬表の表記
見習騎手	勝利度数50回以下	4キログラム	★
	勝利度数51回以上	3キログラム	▲
見習騎手でない騎手		2キログラム	◇

表2

当該見習騎手の勝利度数	減ずる重量	出馬表の表記
30回以下	3キログラム	▲
31回以上50回以下	2キログラム	△
51回以上	1キログラム	☆

2. 競馬施行規程第75条第1項により最低の負担重量を48キログラムとする平地競走は、オープン競走とする。

【現行】

騎手の負担重量の減量および平地競走における最低の負担重量について

1. 女性騎手については、競馬施行規程第71条の規定により定められた負担重量から2キログラムを減ずるものとする。
2. 中央競馬又は地方競馬の見習騎手にあつては、競馬施行規程第71条の規定により定められた負担重量から下表に定める重量を減ずるものとする。

当該見習騎手の勝利度数	減ずる重量	出馬表の表記
30回以下	3キログラム	▲
31回以上50回以下	2キログラム	△
51回以上	1キログラム	☆

3. 女性騎手である者が中央競馬または地方競馬の見習騎手である場合の競馬施行規程第71条の規定により定められた負担重量から減ずる重量は、前号に規定する重量に2キログラムを加えた重量（4キログラムを超えないものとする。）とする。
4. 競馬施行規程第75条第1項により最低の負担重量を48キログラムとする平地競走は、オープン競走とする。